

退職金および慰労金規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(目的)

第 1 条 正規職員が退職したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。
なお、正規職員の再雇用者および幹部職員ならびに常勤役員が退職したときは、慰労金を支給する。

(適用外)

第 2 条 次の者には適用しない。

1. 嘱託
2. 非常勤職員
3. 臨時職員（アルバイト、パートタイマー含む）

(死亡退職の場合の退職金および慰労金受給者)

第 3 条 死亡したものに対する退職金あるいは慰労金は、協会の認めた遺族に支給する。

(退職金の支給事由)

第 4 条 退職金は次の各号の一に該当する場合に支給する。

1. 勤続満 2 年以上の正規職員が退職したとき
2. 勤続満 1 年以上の正規職員が死亡したとき
3. 勤続満 1 年以上の正規職員が解雇されたとき

(2) 前項にかかわらず解雇が懲戒に基づくときは退職金は支給しない。ただし、事情によっては減額の上、若干を支給することがある。

(退職金)

第 5 条 退職金は退職時の基本給に別表の勤続年数に応ずる支給率を乗じて算出した金額とする。ただし、退職が自己の都合による場合、および業務外の傷病に起因する場合は前項により算出される退職金を次の通りにして支給する。

勤続年数	満 5 年未満	5 0 %
	満 5 年以上 1 0 年未満	6 0 %
	満 1 0 年以上 2 0 年未満	7 0 %
	満 2 0 年以上	1 0 0 %

(勤続年数)

第 6 条 この規程にいう正規職員の勤続年数の計算は次による。
雇い入れの日より起算し退職発令の日までとする。

(2) 前号の期間には次の期間は算入しない。

- イ. 自己都合による連続 1 ヶ月以上の欠勤期間
- ロ. 休職中の期間

(3) 前項による計算によって1年未満の端数が生じたときは月割計算し、1ヵ月に満たない日数はこれを切り捨てる。

(慰労金)

第7条 正規職員が満60歳以降に勤務する場合、幹部職員および常勤役員が退職する場合は、勤続年数をもとに「定年退職者の雇用に関する内規」を適用して慰労金を支給する。

・正規職員（再雇用者）

60～65歳 22万円/年

66～70歳 10万円/年

・幹部職員 20万円/年

・常勤役員 25万円/年

慰労金の計算によって1年未満の端数が生じるときは月割計算し、1ヵ月に満たない日数はこれを切り捨てる。

第8条 会長が退任した場合には、総会の承認を得て、慰労金を支給することができ、その具体的な金額、贈呈の時期および方法などは理事会の決定による。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、関係法規の改正および社会事情の変化などにより必要がある場合には、理事会の承認を得て改廃することができる。

別表

勤続年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支給率	0.5	1	1.5	2	3	4	5	6	7	8

勤続年数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支給率	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

勤続年数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
支給率	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

勤続年数	31	32	33	34	35	36	37	38
支給率	29	30	31	32	33	34	35	36

注：勤続年数38年以上の支給率は、一律36とする。

(付 記)

昭和57年12月 1日 制定・施行
平成 8年 9月19日 改定（理事会承認）
平成 9年 3月19日 一部改定（追記）（理事会承認）
平成22年 3月18日 一部改定（理事会承認）
平成23年 5月12日 一部改定（理事会承認）
平成30年11月13日 一部改定（理事会承認）
2019年 5月 8日 一部改定（理事会承認）